

岩手海区漁業調整委員会公示第2号

岩手海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する公示を次のように定める。

平成26年3月11日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠 治

岩手海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する公示

岩手海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成13年岩手海区漁業調整委員会公示第1号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後		
別表第2（第11条関係）				別表第2（第11条関係）		
開示の実施の方法	区 分	単 位	金 額	開示の実施の方法	区 分	金 額
複製物の 交付	1 <u>フレキシブルディスク</u>	1 枚に	40円	複製物の 交付	1 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚につき80円
	<u>カートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	つき				
	2 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚に	80円			
		つき				
	3 光ディスクカートリッジ（日本工業規格X6277に適合する幅90ミリメートルのものであって、640メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1 枚に	440円			
	つき					
4 録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1 巻に	120円				
	つき					
5 ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1 巻に	190円				
	つき					

	ものに限る。)に複製した複製物			
紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき	10円 (両面に複写した場合にあっては、20円)
		カラー	1枚につき	40円 (両面に複写した場合にあっては、80円)
	2 1に掲げる以外の写し	1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額	

様式第1号（第3条関係）

[略]

[略]	
開示の実施の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] <input type="checkbox"/> 複製物の交付（ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付） （複製物の区分 <input type="checkbox"/> フレキシブルディスクカートリッジ（FD） <input type="checkbox"/> 光ディスク（CD-R） <input type="checkbox"/> 光ディスクカートリッジ（MO） <input type="checkbox"/> 録音テ

	2 1に掲げる以外の複製物		当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき10円 (両面に複写した場合にあっては、20円)
		カラー	1枚につき40円 (両面に複写した場合にあっては、80円)
	2 1に掲げる以外の写し	当該写しの作成に要する費用に相当する額	

様式第1号（第3条関係）

[略]

[略]	
開示の実施の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] <input type="checkbox"/> 複製物の交付（ <input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 送付による交付）

	<p>ープ □ビデオテープ)</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>		<p>[略]</p> <p>[略]</p>
[略]		[略]	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

(施行期日)

1 この公示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この公示による改正後の岩手海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（以下「改正後の個人情報保護規程」という。）別表第2の規定は、この公示の施行の日以後にされた開示請求（個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第11条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録（同条例第2条第3号に規定する電磁的記録をいう。）の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求（岩手海区漁業調整委員会が受理したのものに限る。）については、なお従前の例による。

3 改正後の個人情報保護規程に定める様式は、この公示の施行の日以後に提出する請求書について適用し、同日前に提出した請求書については、なお従前の例による。

4 この公示による改正前の岩手海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。